
広告使用料について

2024年3月25日

一般社団法人 日本音楽著作権協会

JASRAC[®]

ver.1.0.1

目次

インターネットCM配信の使用料	5
劇場用CMの上映使用料	7
店頭でのCM上映・演奏の使用料	7
店頭以外（街頭ビジョン,交通機関,その他のデジタルサイネージ）でのCM上映使用料.....	10
広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料.....	12

地上波（テレビ・ラジオ）CM 放送の使用料

使用料の計算方法について

テレビ CM 放送及びラジオ CM 放送の使用料は、放送局ごとに定めた放送 1 回当たりの単価に、放送された放送回数に乗じて算出します。

放送 1 曲 1 回あたりの単価は、次の表のとおりとなっており、放送する時間帯や放送 1 曲 1 回当たりの音楽の利用時間にかかわらず単価は一律です。

放送 1 曲 1 回あたりの単価

・地上波テレビ放送局の単価

類別	単価（円）	放送局
第 1 類	12,000 円	日本テレビ放送網、TBS テレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日
第 2 類	8,400 円	読売テレビ放送、毎日放送、関西テレビ放送、朝日放送テレビ、テレビ東京
第 3 類	7,200 円	中京テレビ放送、CBC テレビ、東海テレビ放送、名古屋テレビ放送
第 4 類	4,800 円	札幌テレビ放送、福岡放送、北海道放送、PKB 毎日放送、北海道文化放送、テレビ西日本、北海道テレビ放送、九州朝日放送、東京メトロポリタンテレビジョン
第 5 類	3,600 円	広島テレビ放送、東北放送、信越放送、新潟放送、静岡放送、山陽放送、中国放送、仙台放送、福島テレビ、新潟総合テレビ、テレビ静岡、テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、TVQ 九州放送
第 6 類	3,000 円	第 1 類から第 5 類までに記載のない放送局

・地上波ラジオ放送局の単価

類別	単価 (円)	放送局
第 1 類	5,000 円	TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送
第 2 類	3,500 円	エフエム東京、J-WAVE、毎日放送、朝日放送ラジオ、大阪放送
第 3 類	3,000 円	アール・エフ・ラジオ日本、CBC ラジオ、東海ラジオ放送、エフエム大阪
第 4 類	2,000 円	北海道放送、STV ラジオ、横浜エフエム放送、エフエム愛知、ZIP-FM、エフエム 802、PKB 毎日放送、九州朝日放送
第 5 類	1,500 円	エフエム北海道、エフエムノースウェーブ、東北放送、エフエム仙台、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、静岡放送、静岡エフエム放送、京都放送、ラジオ関西、兵庫エフエム放送 (Kiss-FM KOBE)、山陽放送、中国放送、広島エフエム放送、エフエム福岡、CROSS FM
第 6 類	1,250 円	第 1 類から第 5 類までに記載のない放送局

(計算例)

①地上波テレビで 3 カ月間に、各類別で合計 2,100 回放送した場合

類別	単価		放送回数	=	小計		
1 類	12,000	×	100	=	1,200,000		
2 類	8,400	×	200	=	1,680,000		
3 類	7,200	×	300	=	2,160,000		
4 類	4,800	×	400	=	1,920,000		
5 類	3,600	×	500	=	1,800,000		
6 類	3,000	×	600	=	1,800,000		
合計			2,100 (1)		10,560,000 (2)		

使用料	10,560,000
消費税相当額 (10%)	1,056,000
請求額	11,616,000

② ①と同じ放送回数で、減額計算を適用した場合は、次のとおりとなります。

放送回数区分	回数	平均単価 (0/1)	減額 係数	小計
100 回まで	100	5,028.57	1	502,857
101～ 300 回	200		0.9	905,142
301～ 500 回	200		0.7	703,999
501～ 3,000 回	1,600		0.45	3,620,570
3,001～ 10,000 回	0		0.4	0
10,001 回以上	0		0.35	0
合計	2,100			5,732,568

減額使用料	5,732,568
消費税相当額 (10%)	573,256
減額請求額	6,305,825

(1) 放送 1 回当たりの平均単価を計算します。 使用料 (0) ÷ 放送回数合計 (1) = 平均単価
 …10,560,000 円 ÷ 2,100 回 = 5,028.57 (小数点第 3 位四捨五入)

(2) 放送回数の合計を放送回数に応じ各区分に振り分け、①で計算した平均単価と区分ごとに定めた減額係数を乗じます。

(3) 区分ごと得られた小計を合計することにより減額使用料が算出されます。

減額計算の適用について

放送回数の合計が 100 回を超え、次の条件を全て満たした場合に限り、[使用料規程第 2 章第 2 節 放送等（放送等の備考）⑥（イ）](#) に基づく減額計算を適用します。

- ・放送報告期間が 3 カ月以内であること
- ・放送終了日の 2 カ月後の末日までに当該期間の放送回数を報告すること

ご注意

放送の開始前日までに広告展開利用申込書の提出がなかった場合、放送回数の計上漏れがあった場合などは、減額計算の適用ができませんので、ご注意ください。

インターネットCM配信の使用料

使用料の計算方法について

インターネットCM配信の使用料は、配信回数 1,000 回当たりの単価 50 円に、CM配信回数（千回単位）を乗じて算定します。配信するサイトや配信 1 回当たりの音楽の再生時間にかかわらず単価は一律です。

- ・1 サイトで 20,892,866 回配信した場合

1,000 回当たりの単価		配信回数（千回単位）		使用料（税別）
50 円	×	20,892（1000 回未満切り捨て）	=	1,044,600 円

- ・サイト名、広告メニュー名

同じサイトで複数の広告メニューを利用された場合には、広告メニュー（媒体）ごとに分けた配信回数をご記入ください。

- ・「配信回数」の定義

配信回数とは、原則としてインプレッション数（表示回数）を指します。エンドユーザがクリックしたなどのリクエストと同義ではありません。

CM コンテンツファイルに音楽が含まれた状態で配信されている場合、エンドユーザの端末環境、端末操作や広告メニューのデフォルト設定（サウンド ON/OFF 切替など）に関わらず、1 リクエストと数えます。また、音楽が流れる前に動画の再生を終了した場合でも、再生された CM コンテンツファイルそのものに音楽が含まれている場合は、1 リクエストと数えます。

減額計算の適用について

＜減額計算①＞

次の条件を全て満たした場合に限り、[使用料規程第 2 章第 11 節インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥](#)に基づく減額計算を適用します。

- ・配信回数が 100,000 回を超えていること
- ・配信報告期間が 3 カ月以内であること

配信回数の区分に基づき、単価と回数別に定められた減額率を適用します。

配信回数区分	配信回数 (千回単位)		実質単価	(減額率)		使用料小計
100,000 回まで	100	×	50	0%	=	5,000 円
100,001～1,000,000 回	900	×	45	10%	=	40,500 円
1,000,001～5,000,000 回	4,000	×	40	20%	=	160,000 円
5,000,001～10,000,000 回	5,000	×	35	30%	=	175,000 円
10,000,001～20,000,000 回	10,000	×	30	40%	=	300,000 円
20,000,001 回以上	892	×	25	50%	=	22,300 円

減額後の使用料（税別）
702,800 円

＜ご注意＞

配信の開始前日までに広告展開利用申込書のご提出がなかった場合は、減額計算の適用ができませんので、ご注意ください。

＜減額計算②＞

配信報告期間を 3 カ月以内としたときに、配信終了日の 2 カ月後の末日までに配信回数を正確に報告した場合は、[使用料規程取扱細則（第 11 節インタラクティブ配信）第 3 条第 1 項第 3 号](#)の規定に基づく減額を適用します。

- ・計算例に減額計算 1 を適用し、更に、減額計算 2 を適用した場合

減額計算 1 を適用した使用料			5%の減額		減額後の使用料（税別）
702,800 円	×		95%	=	667,660 円

※使用料算定の結果、金額が 5,000 円に満たない場合の請求額は 5,000 円（税別）となります。

劇場用 CM の上映使用料

使用料の計算方法について

劇場用 CM の上映使用料は、次の表の 1 スクリーン当たりの使用料額に、同時に上映するスクリーン数を乗じて算出します。

・1 曲 1 スクリーン当たりの上映使用料について

1 回当たりの上映時間	1 分まで	1 分を超え 5 分まで	5 分を超え 10 分まで
1 スクリーン当たりの使用料	250 円	1,000 円	1,500 円

※[使用料規程第 2 章第 3 節 2 上映 \(3\) ②](#)を参照（同節 1 録音 (1) のその他の 20/100（当分の間、20/100 を 5/100 と読み替えて取り扱います。）の額となります。）

・30 秒 CM を、同時に 120 劇場、合計 300 スクリーンで上映する場合

スクリーン数		1 スクリーン当たりの使用料		使用料（税別）
300	×	250 円	=	75,000 円

スクリーン数について

スクリーン数は、同時に上映可能な最大のスクリーン数をご記入ください。

店頭での CM 上映・演奏の使用料

使用料の計算方法について

店頭での CM 上映・演奏の使用料は、上映・演奏用媒体の複製個数に次の表の単価を乗じて算出します。

・媒体 1 個当たりの単価

1 個から 10 個まで	2,000 円	501 個から 1000 個まで	300 円
11 個から 50 個まで	1,000 円	1001 個から 10000 個まで	200 円
51 個から 100 個まで	500 円	10001 個以上	100 円
101 個から 500 個まで	400 円		

・複製個数について

複製個数は、上映（演奏）用の媒体数または上映するモニター数（演奏する店舗数）のいずれか多い数となります。

(計算例)

1個当たりの単価			複製個数	=	小計	⇒ 132,600 円
1個から10個まで	2,000円	×	10	=	20,000	
11個から50個まで	1,000円	×	40	=	40,000	
51個から100個まで	500円	×	50	=	25,000	
101個から500個まで	400円	×	119	=	47,600	
501個から1000個まで	300円	×	0	=	0	
1001個から10000個まで	200円	×	0	=	0	
10001個以上	100円	×	0	=	0	

店頭でのCM上映・演奏使用料早見表

複製個数	上映・演奏使用料	計算式
1個以上 10個まで	1個	2,000円
	2個	4,000円
	3個	6,000円
	4個	8,000円
	5個	10,000円
	6個	12,000円
	7個	14,000円
	8個	16,000円
	9個	18,000円
	10個	20,000円
11個以上 50個まで	20個	30,000円
	30個	40,000円
	40個	50,000円
	50個	60,000円
51個以上 100個まで	60個	65,000円
	70個	70,000円
	80個	75,000円
	90個	80,000円
	100個	85,000円

複製個数		上映・演奏使用料	計算式
101 個以上 500 個まで	200 個	125,000 円	400 円× (複製個数-100) +85,000 円
	300 個	165,000 円	
	400 個	205,000 円	
	500 個	245,000 円	
501 個以上 1,000 個まで	600 個	275,000 円	300 円× (複製個数-500) +245,000 円
	700 個	305,000 円	
	800 個	335,000 円	
	900 個	365,000 円	
	1,000 個	395,000 円	
1,001 個以上 10,000 個まで	2,000 個	595,000 円	200 円× (複製個数-1,000) +395,000 円
	3,000 個	795,000 円	
	4,000 個	995,000 円	
	5,000 個	1,195,000 円	
	6,000 個	1,395,000 円	
	7,000 個	1,595,000 円	
	8,000 個	1,795,000 円	
	9,000 個	1,995,000 円	
	10,000 個	2,195,000 円	
10,001 個以上	11,000 個	2,295,000 円	100 円 (複製個数-10,000) +2,195,000 円
	12,000 個	2,395,000 円	
	13,000 個	2,495,000 円	
	14,000 個	2,595,000 円	
	15,000 個	2,695,000 円	
	16,000 個	2,795,000 円	
	17,000 個	2,895,000 円	
	18,000 個	2,995,000 円	
	19,000 個	3,095,000 円	
	20,000 個	3,195,000 円	

店頭以外（街頭ビジョン、交通機関、その他のデジタルサイネージ）での CM 上映使用料

駅、空港、商業施設、街頭、列車等に設置したデジタルサイネージにおいて、管理著作物を利用した CM を上映する場合は対象となります。

※販売店における店頭販促における上映については、「店頭での CM 上映・演奏」の取扱いが適用されます。

※催物での演奏等における、CM 上映は、支部でのお手続きとなります。

※上映する街頭ビジョン等において、既に当協会との包括契約があり、同契約に CM 上映が含まれている場合は、お手続きが不要となります。

使用料の計算方法について

モニター1台あたりの使用料は、上映回数または出稿に要する媒体費（以下「媒体費」という）を基に、次の方法により算出します。

- ・上映回数が10回を超える場合
上映回数に応じて下表の係数を乗じます。

上映回数	係数
100回まで	90%
101回から1,000回まで	80%

（計算例①）

街頭ビジョン1台において、1,000回上映した場合

…120円×（100回×90%+900回×80%）=97,200円

- ・上映回数が1,000回までの場合
1回上映当たりの単価×上映回数により算出します。

上映場所	計算単位	単価
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1モニター・1回上映当たり	120円
列車内	1両・1回上映当たり	48円
タクシー・エレベーターなど	1台・1回上映当たり	24円

- ・上映回数が1,000回を超える場合
次の1または2の算出方法で得られた額の、いずれか低額な方を使用料とします。

1 公表された媒体費の5%

ただし、上映場所ごとに下表の金額を最低使用料に指定します。

上映場所	計算単位	最低使用料
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1 モニター・1 回上映当たり	97,200 円
列車内	1 両・1 回上映当たり	38,880 円
タクシー・エレベーターなど	1 台・1 回上映当たり	19,440 円

2 1,000 回分の上映使用料に、上映回数 1,000 回までを超えるごとに下表の金額を加算した額

上映場所	計算単位	金額
街頭ビジョン・商業施設・駅など	1 モニター・1 回上映当たり	1,200 円
列車内	1 両・1 回上映当たり	480 円
タクシー・エレベーターなど	1 台・1 回上映当たり	240 円

※上映回数が 1,000 回を超える分について、1,000 回に満たない分の回数×80%（小数点以下切上げ）が 10 回相当未満の名場合は、その回数相当の単価を加算します。

※媒体費は、実際の取引額ではなく媒体社または媒体社が加盟する団体が公表している価格です。

(計算例②)

街頭ビジョンにおいて、32,500 回上映した場合

…97,200 円（1,000 回上映分の使用料） + {（32,500 回-1,000 回）÷1,000 回（※1）
×1,200 円 = 135,600 円（※2）

※1…小数点以下を切り上げる ※2…小数点以下を切り捨てる

| 取扱い

・上映回数の計算単位

同一の構内またはネットワーク内における上映の場合は、それぞれのモニターにおける上映回数を合算した回数をモニター1 台当たりの上映回数とみなします。

例) 駅のコンコース内の 10 モニターでそれぞれ 1000 回上映した場合

…1 モニターで 10000 回上映したものと見なします。

・モニター台数

同一壁面に複数のモニターを設置して上映する場合は、設置状況によりモニター台数を減算します。

例) 1つのビルの壁面に複数のモニターを設置する場合…1台とみなします。

・単価

単価は当協会の[使用料規程第2章第1節9ビデオグラムの上映](#)を適用した使用料です。

広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料

使用料の計算方法について

広告宣伝車1台あたりのCM上映・演奏の使用料は、利用期間・演奏時間に応じて以下の表により算出します。

また、適法に録音された録音物によるご利用の場合、適用される規定に定める使用料（下表）の50%の額となります。

・1カ月の使用料（延べ演奏時間）

30時間まで	45時間まで	60時間まで	75時間まで	90時間まで
13,500円	20,500円	27,000円	34,000円	40,500円
105時間まで	120時間まで	135時間まで	150時間まで	150時間超
47,500円	54,000円	61,000円	67,500円	81,000円

・1日の使用料（延べ演奏時間）

1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
550円	850円	1,100円	1,400円	1,650円
3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで	5時間超
1,950円	2,200円	2,500円	2,750円	3,300円

（計算例）

利用期間	走行地区	1日の演奏時間	使用料
(1) 2022年12月1日 ~ 2022年12月9日	渋谷区内	180分	29,700円
(2) 2022年1月3日 ~ 2022年1月11日	札幌市内	240分	39,600円
(3) 2023年1月1日 ~ 2023年3月31日	大阪府内	120分	162,000円

- (1) 利用期間：9日間、1日の演奏時間：3時間まで
…3時間×9日間=63時間（延べ演奏時間）
1日の使用料 3時間まで：3,300円×9日=29,700円（税抜）
- (2) 利用期間：9日間、1日の演奏時間：4時間まで
…4時間×9日間=63時間（延べ演奏時間）
1日の使用料 4時間まで：4,400円×9日=39,600円（税抜）
- (3) 利用期間：3カ月間
…1カ月の演奏時間：120（分）×30（日）≒60時間まで
1カ月の使用料 60時間まで：54,000円×3カ月=162,000円（税抜）

上記によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとします（※）。

- ・利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とする。
- ・利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とする。
- ・利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、300円を加算した額とする。

※1曲1回ごとの使用料の算出をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

お問い合わせ

[JASRAC 広告・ゲーム・映画課](#)